

告 示

埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和三年六月二十五日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 小 山 彰

埼玉県監査委員 荒 木 裕 介

埼玉県監査委員 小久保 憲 一

1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
県土整備部	秩父県土整備事務所	令和3年3月5日 (第188号)	平成30年度に締結した災害防除工事（煤川工区）について、当初契約は消費税率8%の契約であり、消費税率等に関する経過措置の対象であったにもかかわらず、変更契約の際に契約全体に対して10%の消費税率を適用したのは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、以下の取組を実施した。 1 令和3年1月中に変更契約及び返納手続きを行い、是正した。 2 今後、消費税率の変更があった際には、消費税額について担当部長及び経理員の特別事項として複数でのチェックを行うこととした。 3 設計書綴りの背表紙の部分にマークを付け、消費税経過措置の対象であることを明確にすることとする。 4 出納総務課地域出納員による財務研修を適宜開催し、主に所内の出納員・経理員が参加するとともに、出納員等が所内全職員を対象に、契約についての研修を実施することとした。
県土整備部	杉戸県土整備事務所	令和3年3月5日 (第188号)	令和元年度に締結した雑草刈払業務委託について、十分な進行管理を行っていなかったため、不経済な消費税支出が生じたことは不適切であった。	再発防止に向けて監査結果に至った原因及び経緯などを所属全職員に周知し共有するとともに、以下の取組を実施することとした。 1 制度変更等があった場合には、担当者が判断をするのではなく、所内で方針を定め、グループリーダーから担当者に周知した上で、複数人でチェックするなど適正な契約事務を行うこととする。また、関係各課所に取扱いをどのようにするか相談することとした。 2 適正な契約事務と財務知識の向上を図るため、所内全職員を対象に出納総務課地域出納員による財務研修を実施する。併せて財務事務の処理について疑義が生じた場合には、必ず関係各課所や出納総務課に相談することとした。

<p>県土整備部</p>	<p>総合治水事務所</p>	<p>令和3年3月5日 (第188号)</p>	<p>平成30年度に締結した社会資本整備総合交付金(河川)工事(用地測量業務委託その1)について、当初契約は消費税率8%の契約であり、消費税率等に関する経過措置の対象であったにもかかわらず、変更契約の際に契約全体に対して10%の消費税率を適用したのは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、以下の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年1月中に変更契約及び返納手続きを行い、是正した。 2 今後、消費税率の変更があった際には、経理員等が複数人でチェックを行うこととした。 3 再発防止のため、再発防止研修会を実施した。また、施工監理担当者が消費税改正など重要な制度改変の際には、役付会議、グループ会議での周知徹底を図るだけでなく、注意喚起の資料を所内掲示することとした。
<p>県土整備部</p>	<p>総合治水事務所</p>	<p>令和3年3月5日 (第188号)</p>	<p>令和元年度に実施した河川維持修繕工事(陥没修繕工)について、業務が完了しているにもかかわらず、完了後の日付で契約関係書類を作成又は徴取していたことは著しく不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、以下の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再発防止研修会を実施し、参考見積書の徴取から工事の完了に至る過程とそれぞれの書類の意味を確認し、県民への説明責任履行と透明性の確保について全職員に強く教育した。 2 複数のチェック体制の構築を目的として、以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 応急修繕工事に関わる参考見積依頼は所長決裁とした。また、検査員が適正な発注であることを確認することとした。 参考見積依頼、見積依頼、発注依頼の各段階で、出納員・経理員である総務担当者が適正な手続を確認することとした。 応急修繕工事のきっかけとなる県民からの連絡を記録する河川相談カードに「処理方針(案)」欄を設け、副所長が確認し、適切な進捗管理を図ることとした。

<p>病院局 (保健医療部)</p>	<p>がんセンター</p>	<p>令和3年3月5日 (第188号)</p>	<p>令和元年度に締結した「埼玉県立がんセンター及び埼玉県立精神医療センター屋外整備業務委託」について、入札公告において一般競争入札(事後審査型)で落札者を決定するとしながら、同時に入札書提出前に入札参加資格申請書及び必要書類を提出の上、入札参加資格の確認を求めていることは、不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、一般競争入札(事後審査型)の公告内容について、センター内の研修により、担当、決裁権者において徹底した。</p> <p>再発防止策として、入札公告の内容確認に使用するチェックリストを新たに作成し、複数の職員がリストに従って確認作業を行うこととした。チェックポイントを可視化することで、見落としを未然に防止する。</p> <p>また、入札手続に限らずトラブル発生時の情報共有の徹底について、事務局内の役付会議等で全職員に周知した。</p>
------------------------	---------------	-----------------------------	--	--

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
保健医療部	衛生研究所	令和3年3月5日 （第188号）	令和元年度に長期継続契約として締結した業務委託契約1件、令和2年度に長期継続契約として締結した業務委託契約2件について、契約書に、翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合に契約を解除する旨の特約を定めていなかったことは不適切であった。	<p>再発防止に向けて、以下の取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 変更契約による是正措置 原契約書の変更契約書を作成し、長期継続契約における契約解除の特約について規定した。 2 再発防止対策 長期継続契約の締結を適切に行うため、契約内容について、チェックリストを作成し、事務担当者、経理員、決裁ルート上の職員等複数の者が確認することとした。また、過去の経験に頼ることなく、疑義や不明な点が生じた場合には、規則及び通知等に当たって確認するとともに、会計管理者等に確認するよう努めていく。 さらに、事後的ではあるが、契約した契約書の1枚目を複写し、担当者名を手書きしたものを総務担当に提出し、「契約解除条項」の契約（履行）期間欄への記載の有無等について確認することとした。 3 職員への周知徹底 衛生研究所では、所属全職員に対して、注意に至った経緯、誤りの内容、原因について周知するとともに、長期継続契約に係る条例及び依命通達の運用における留意点をまとめた資料を作成し、適正な長期継続契約事務の実施について徹底を図った。 併せて、保健医療部内の全課所に対しても事例の周知と同様な誤りがないよう注意喚起を行った。

<p>県土整備部</p>	<p>北本県土整備事務所</p>	<p>令和3年3月5日 (第188号)</p>	<p>平成30年度に締結した「一般県道上尾環状線の道路改築事業に伴う高崎線北上尾駅構内久保踏切道除却工事道橋新設に係る概略設計業務委託」について、執行伺を作成していなかったことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、所属内の全職員に対し、問題が発生した経緯、協定事務による業務委託では本来どのように事務を執行すべきであったかを説明した上で、以下の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今後、同じ基本協定に基づく業務委託を実施する際に、当該業務委託を参考にする可能性が高いため、設計書綴りの表紙に注意文書を保存した。 2 所内で定めた決裁ルート表の下欄に「協定締結(負担金を除く)にあたっては、執行伺を行うこと。」という内容を追記した。
<p>県土整備部</p>	<p>川越県土整備事務所</p>	<p>令和3年3月5日 (第188号)</p>	<p>令和元年度に執行した「CADソフトウェア(建設図面プログラム増設)」の購入について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴していなかったことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、以下の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定例的でない需用費や役務費の執行については同様の誤りが生ずる可能性が高いことから、財務チェックシート(歳出編)を活用し、チェックを徹底することとした。 2 毎年6月に全職員を対象とした財務研修を実施して、財務に関する知識の向上を図ることとした。 3 財務に関する様々な誤りの事案について、事例集を作成して共有することで、事務処理の適正化を図ることとした。

<p>病院局 (保健医療部)</p>	<p>小児医療 センター</p>	<p>令和3年3月5日 (第188号)</p>	<p>平成31年度に締結した「医療機器(単年度契約分)保守点検業務委託」について、予定価格調書を作成する前に徴した見積書に基づき契約を締結していたことは不適切であった。</p>	<p>埼玉県財務規則では、年度開始前に新年度事業の見積書を徴する場合は予定価格を定める前に見積書を徴することを可能としている。これと同様に、埼玉県病院事業財務規程の運用においても、予定価格調書を作成する前に見積書を徴することを可能とする場合について、経営管理課から各病院あて通知した。(令和3年2月12日付け経管第1213号 病院事業管理者通知)この通知に基づき、本件のような4月1日付けでの契約締結が不可欠な案件について適正に事務処理を行うこととした。</p> <p>併せて、年度末・年度当初において会計事務が適正に処理されるよう、留意事項等を整理して経営管理課から各病院あて通知した。</p> <p>小児医療センターにおいては、これらの通知に基づき、適正な事務処理を行うこととした。</p>
<p>教育局(教育委員会)</p>	<p>春日部高等学校</p>	<p>令和3年3月5日 (第188号)</p>	<p>令和元年度に全国高等学校長協会の総会・研究協議会を当校長が欠席したことに伴う負担金2,000円の戻入事務について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 欠席後、速やかに同協会と調整せず、戻入決定、債権管理簿の記載、返納通知書の送付を行わなかった。 2 同協会が現金で返納した際に、適正な手続を取らず当校長が直接現金を受領した。 3 現金受領後、収納した日から起算して5日以内に指定金融機関等に払い込まず、10日後に払い込んだ。 	<p>再発防止のため、監査結果を校内全教職員に周知するとともに、事務担当職員内で研修を行い、適正な戻入事務及び現金取扱いの徹底を図った。</p> <p>また、会議参加費等支払の際は、必ず通知文書にて欠席時の参加費返納の有無を確認するとともに、欠席の場合は、速やかに事務担当職員に連絡することを徹底する。</p> <p>さらに、現金を受領した際は速やかに指定金融機関等に払い込むことを徹底するため、現金を受領した旨を事務室内の月間計画表に明示し、払込みを複数職員で確認することとした。</p>